

令和 8 年 9 月 30 日
農 林 水 産 省 農 産 局

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」及び「平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件」についての意見・情報の募集の結果について

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」及び「平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件」についての意見・情報の募集について、令和 8 年 7 月 30 日から令和 8 年 8 月 28 日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、御意見を 12 件いただきました。いただいた御意見とその御意見に対する考え方は別紙 1 のとおりです。寄せられた御意見は整理又は要約している可能性がございます。また、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して考え方は示しませんが、承っております。

意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異については別紙 2 のとおりです。

【連絡先】

農林水産省農産局企画課

代表：03-3502-8111

直通：03-6738-8961

件数	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	(1) - 告示の解説文書および「品目判定ガイドライン（Q&A）」を策定し、制度施行前に公表してください。 - 具体的には、米穀の原材料重量比率（例：原材料中主要な割合を占めるもの等）や、加工形態ごとの具体的な該当・非該当の例示（フローチャート形式等）を明記してください。これにより、事業者が自社製品の届出・報告対象の有無を容易かつ正確に自己判定できるようになります。 (2) - e-Gov等の標準的なオンライン申請システムの活用に加え、直感的に入力できる標準WebフォームやExcel形式等の集計用補助ツールを農林水産省ウェブサイト等で無料配布してください。 - また、年間取引量や製造量が一定規模未満の小規模事業者については、報告項目を最小限に絞った「簡略様式」での報告を認める規定または運用上の配慮を設けてください。 (3) - 国税庁への権限委任の枠組みを活用し、酒類事業者の届出・報告窓口を国税庁（国税局・税務署）または共通のオンライン窓口一本化してください。 - 既存の酒税法に基づく関係報告様式との整合性を確保し、重複する項目については一度の入力・提出で双方の手続きが完了するワンストップ化（データ共有）を導入してください。	(1) 告示における具体的な対象品目については、「米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領」等でお示しし、以下農林水産省HPに公表いたします。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html なお、米穀の含有量に着目して対象品目を閾値以上のものなどと指定することとした場合、 - 事業者にとっては閾値周辺で対応を変えるとといった過大な事務負担を求めることとなる - 閾値周辺の飲食料品の監視は過大なコストとなることから、閾値を設けることはしておりません。 (2) 届出・報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として電子申請を導入し、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めてまいります。 (3) 酒類事業者による二重報告等がないよう、届出は農林水産省（農林水産省共通申請サービス（eMAFF申請））、定期報告は農林水産省又は国税庁のみに対して行うことを基本として制度設計してまいります。 また、国税庁に提出又は提供する事項と食糧法に基づく報告事項に重複が生じないよう省庁間で報告事項等の整理・合理化に向けた調整を進めるほか、経由官庁の規定を設け、農林水産省又は財務省いずれかの官庁に届出・報告を行えば足りる旨条文に明記する等し、二重の届出や不整合な報告のない運用に努めてまいります。

	(4) - 国（農林水産省・地方農政局）と都道府県の具体的な事務分担、情報共有手順を明記した「都道府県向け事務処理要領」を速やかに作成・周知してください。 - 事業者向けには、管轄や問い合わせ先で迷わないよう、農林水産省内に一元的な「主要食糧法届出・報告ヘルプデスク（電話・Web窓口）」を設置し、初期対応や制度相談をワンストップで受け付ける体制を整えてください。 (5) - パブリックコメント終了後、速やかに確定した政省令・告示の概要とマニュアルを公表し、関係業界団体を通じた説明会やオンラインセミナーを全国規模で実施してください。 - 施行後一定期間（例：施行から1年間）については、罰則や厳格な是正命令を中心とするのではなく、制度定着のための「丁寧な指導・伴奏支援期間」として運用する旨の方針をあらかじめ明確に示してください。これにより、事業者の自主的な届出・報告への参加と制度協力が促進されます。	(4) - 都道府県の事務はこれまでと変更はないため、御指摘の「都道府県向け事務処理要領」等の作成はいたしません。 - 流通把握の強化に向けた体制整備について、令和8年度に、新たに、農林水産本省には米流通対策官、地方農政局等には米流通調査係を設置したところであり、法の施行後も、引き続き、地方農政局等において相談窓口を整備するほか、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するなど丁寧に対応してまいります。 (5) - 届出制度の詳細については、「米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領」等でお示しし、以下農林水産省HPに公表いたします。また、関係業界団体を対象とした説明会も含め、引き続き、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するなど丁寧に対応してまいります。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html - 新たな届出制度を実施するに当たっては、事業者が十分な時間的余裕をもって準備を行い、確実に届出を行っていただくことができるよう、改正食糧法の経過措置として、施行日から半年間前倒しして届出いただける規定を整備したほか、法の施行後も、事業者へ助言などを行うことも通じて、丁寧に対応してまいります。
2	米ぬかは、改正後主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第3条第1号の「米穀粉」に含まれるか？	玄米をとう精した際に発生する「米ぬか」は、食糧法に規定する米穀に該当しないため対象としません。ただし、「米ぬか」と呼ばれているものでも、とう精歩合によって、ぬか層と胚芽以外の白米部分を含む「米ぬか」が発生し、そこから白米部分を取り出したものが「白ぬか」として流通している実態があります。この「白ぬか」については「米穀粉」に含まれます。

3	国税庁長官への委任に反対します。いわゆる「財務省解体」のように、財務省の廃止と再編成を求める意見があるなかで、当該省庁への委任は時代錯誤であると考えます。	御意見は参考とさせていただきます。なお、今般の政令改正は、改正食糧法において米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項について財務大臣及び農林水産大臣が主務大臣とされたことを受け、財務大臣の権限の一部を国税庁長官に委任するものです。
4	1. 政令案では、米穀粉、米穀のひき割り及びミール、餅・団子等、加熱調製済みの粒状米穀、清酒、単式蒸留焼酎及びみりんを対象としています。告示案では、一定の方法で加工した米穀、米菓生地、米菓及び米こうじを追加指定しています。これらの品目を選定した際に、主として次のどの観点を用いたのかを説明してください。 ・ 米穀の使用数量又は流通量が大きいこと ・ 従来の調査では十分に把握できなかったこと ・ 需給判断又は備蓄運営との関係が大きいこと ・ 既存の帳簿等から数量を取得できること ・ 中間原料として他の食品製造へ広く使用されること ・ その他の観点 全品目について、新たな市場調査や個別の数量公表を求めるものではありません。既存の検討資料がある場合には、資料名及び該当箇所を示してください。既存資料に明示されていない場合には、今回の品目指定によって、従来のどの情報空白を補うことを予定しているのかを、品目群ごとに説明してください。また、今回指定しない米使用食品については、 ・ 別の統計又は報告制度で把握するもの ・ 現時点では対象としないもの ・ 今後の追加指定の検討対象となるものの区別があるかを示してください。	1. 対象品目の選定に当たっては、米穀を原材料とする飲食料品の中でも、 ・ 当該飲食料品を加工等する事業者において、米穀について、一定以上の取引がなされ、又は在庫保有されている実態があり、我が国全体の米穀の取引・消費実態として見た場合に、一定程度の仕向量があり、 ・ かつ、カテゴリー段階で見たときに一定程度の割合で原材料として米穀が使用されている ものに限定することとしております。 これにより、これまでの米穀の出荷又は販売事業者だけでなく、米穀を原材料とする飲食料品のうち現に一定以上の取引や在庫保有の実態があるものについて、米穀の在庫数量、買入数量等の情報を把握することが可能となり、多様化する流通実態の把握強化につながるものと考えております。 今回指定しない品目については、上記の観点から現時点で対象とするものではありませんが、流通実態の変化等情勢変化に応じて追加指定の必要性が生じた場合には、事業者との意見交換や行政手続法に基づくパブリックコメント等を経た上で、柔軟かつ適切に設定してまいります。

2. 全ての商品を政令又は告示に列挙する必要はありませんが、事業者が届出対象かを判断できるよう、記載要領又はFAQ等において、少なくとも次の代表例を示してください。 ・ 米粉パン及び米粉麺 ・ 米粉を使用する菓子その他の複合食品 ・ 米こうじを使用する発酵食品又は飲料 ・ 甘酒、米酢その他の米由来加工品 ・ 米の使用割合が少ない複合食品 ・ 受託加工又はOEMで製造される商品 ・ 複数の工場又は事業部門を持つ法人 個別照会が必要となる場合には、全国で共通の判断を行う窓口又は判断経路を示してください。また、複数の事業者に共通する判断については、照会者を特定しない形でFAQ等に反映し、同種の商品について個別回答だけが蓄積される状態を避けてください。 3. 今回の対象には、米穀粉、米こうじ、米菓生地、米菓及び酒類等が含まれています。同じ原料米が、米穀→米穀粉又は米こうじ等の中間原料→米菓又は酒類等の最終製品という複数の段階を経る場合、同じ米穀が複数の事業者の買入数量又は在庫数量として報告される可能性があります。流通段階ごとの数量を把握すること自体には意味がありますが、それらを単純に合計すれば、実際の米穀数量よりも大きな数値となるおそれがあります。このため、次の事項を、主務省令、報告様式、記載要領又は集計要領のどこで処理する予定かを示してください。 ・ 玄米、精米、中間原料及び最終製品の区分 ・ 製品重量と原料米数量の関係 ・ 企業内又は事業者間の移動の扱い ・ 国産米と輸入米の区分 ・ 主食用、加工用、酒造用等の用途区分	2. 告示における具体的な対象品目については、「米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領」でお示しし、以下農林水産省HPに公表いたします。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html 届出に係る個別照会の窓口については、以下農林水産省HPにおいて公表予定です。照会の多い事項については随時Q&A等に反映してまいります。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html 3. 報告に当たっては、集荷・卸・加工等・小売といった各流通段階における米穀の数量について報告いただくこととしており、米穀粉等の米穀を原材料とする飲食料品の量の報告を求めるものではありません。このため、集荷段階において流通した米穀が卸段階においても流通した場合には、卸段階における数量として報告いただくことは予定していますが、例えば加工等段階における米穀粉の原材料として計上された米穀は、小売段階において米穀粉を原材料とした米粉パンとして流通する際に再度計上されることはございません。 なお、御指摘の事項については、「米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領」等でお示しし、以下農林水産省HPに公表いたします。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html
---	--

・ 製造途中、廃棄又は仕損となった数量の扱い ・ 複数の流通段階に現れる数量を全国集計で単純に合算しないための考え方 4. 報告される「在庫数量」が物理的な保有量を示すのか、契約状況、用途又は供給可能時期を含むものかを明確にしてください。 5. 事業者及び制度の利用者が確認できるよう、次の事項を共同の案内、届出要領又はFAQ等で示してください。 ・ 酒類事業者の届出及び定期報告の提出先 ・ 農林水産省と国税庁への重複提出が必要か ・ 国税庁が受領した報告を全国的な米穀流通の集計へ組み込む主体 ・ 届出又は数量の訂正が全国集計にも反映されるか ・ 都道府県が未届、報告内容との不一致その他の新制度上の問題を把握した場合の国側の連絡先 ・ 事業者が担当機関を判断できない場合の問い合わせ先 各機関が担当事務を終えたことだけでなく、国税庁が受領した情報を含め、全国の流通情報を最終的に集約する主体を明確にしてください。 6. 準備届出を行う事業者が重複した手続を行わずに済むよう、準備届出開始前の案内において、次の事項を明らかにしてください。 ・ 準備届出が施行日に本則上の届出として扱われるか ・ 施行後に同じ届出を再提出する必要があるか ・ 準備届出後、施行日までに事業内容又は施設等が変わった場合の手続	4. 在庫数量については、原則として、事業者が報告時において所有する米穀について報告いただくこととしております。 5. 御意見は参考とさせていただき、御提示いただいた事項についてはQ&A等において明示することといたします。なお、届出・定期報告された情報については農林水産省において集約することとなります。 6. 「準備届出が施行日に本則上の届出として扱われるか」、「施行後に同じ届出を再提出する必要があるか」及び「国税庁又は地方支分部局が受け付けた届出の施行後の引継ぎ」について、令和8年10月1日から法の施行日（令和9年4月1日）の前日までに届出を行った事業者は、施行後改めて届出を提出する必要はなく、届出いただいた内容は施行後も引き継がれます。 「補正中に施行日を迎えた場合の取扱い」及び「準備届出後、施行日までに事業内容又は施設等が変わった場合の手続」について、届出の提出後、施行日までの間に変更がある場合は、農林水産省又
--	--

	・ 補正中に施行日を迎えた場合の取扱い ・ 国税庁又は地方支分部局が受け付けた届出の施行後の引継ぎ 7. 既存の規制評価、制度見直し又は食糧需給に関する検証工程のうち、どの工程で本制度の効果を確認し、どの資料で結果を公表する予定かを、意見募集結果又は施行前の制度案内で示してください。その既存工程において、既存の運用記録から少なくとも次の事項を確認してください。 ・ 届出及び定期報告の提出状況 ・ 対象品目に関する照会及び補正の状況 ・ 分類又は集計ができなかった数量の有無 ・ 欠測又は推計によって補った部分の有無 ・ 流通段階をまたぐ数量の重複を調整できたか ・ 国税庁が取得した情報を全国集計へ統合できたか ・ 収集した情報が需給見通し又は備蓄に関する判断に利用されたか ・ 対象品目、対象規模又は報告方法を見直す必要が生じたか これらを新しい統計として毎年公表することを求めるものではありません。既存記録では確認できない項目がある場合には、確認できないこと自体を明記し、その制約を踏まえて制度の効果を評価してください。	は地方農政局等へ御相談ください。 7. 報告で得られた情報は需給見通しに反映しつつ、食糧法に基づき定める基本指針の参考資料として活用することとしております。 この基本指針については、年に複数回開催している食糧部会に諮問しており、その都度、需給の状況や変動要因等を反映した需給見通し等について審議・答申をいただいているところです。その上で、審議に用いた資料や議論の内容も公表しております。 この食糧部会に諮問する基本指針の作成に当たっては、データだけでなく、生産者・流通事業者団体や個別事業者との定期的な意見交換などを通じた情報把握を行った上で検討を行っており、引き続き、御指摘の事項も含めて、様々な視点・要素から検証、検討を行うこととしております。
5	1. 第一に、米粉、餅、だんご、「粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの」等について、対象範囲が曖昧です。おにぎり、弁当、すし、冷凍米飯、レトルト食品、外食、給食等が含まれるのか、また、米を一部だけ使用する食品をどのように扱うのかが判然としません。報告義務違反等には罰則も設けられているため、	1. 1 の (1) のとおりです。

対象品目、対象外品目、米の使用割合及び原料米への換算方法を具体例とともに明示してください。解釈が定まらない段階で罰則を適用すべきではありません。 2. 第二に、国内で米菓、米飯、清酒、みりん等を製造・調製する事業者には新たな報告負担が生じる一方、海外で製造された完成品を輸入販売する事業者が同等の義務を負うのか明確ではありません。国内メーカーだけに在庫管理、報告、システム改修等の費用を負わせれば、輸入完成品が相対的に有利となり、日本国内の食品製造業及び国産米の需要を弱めるおそれがあります。国内製造品と輸入完成品の間で不公平が生じない制度とし、輸入加工品に含まれる米についても把握できる仕組みを整備してください。 3. 第三に、報告に当たっては、国産米と外国産米を明確に区分するとともに、主食用、加工用、米粉用等の用途別数量を把握してください。 4. 第四に、米穀、米粉、米こうじ、米菓生地、完成した米菓、調理済み米飯等を各流通段階で報告させる場合、同じ米が複数回計上される可能性があります。重複計上を排除する集計方法をあらかじめ明らかにし、収集したデータの公表時期、地域別・用途別の公表方法、備蓄米放出等の判断基準への反映方法も示してください。	2. 改正食糧法では、今般の米価高騰の要因や対応の検証において、多様化する流通実態を把握できていなかったなどの課題が明らかとなる中で、国民への米の安定供給を確保するために、届出や定期報告等を法律上位置付けることとしたものです。国内における米穀の多様化する流通実態の把握を強化し、米の安定供給を確保するため、出荷販売事業者や加工・製造・調製事業者に対して届出・定期報告を義務付けるものであり、海外で製造された米穀の加工品を輸入販売する事業者に対して同等の義務付けを行うものではありません。 3. 報告に当たっては、用途別、種類別、国内産・外国産の別（、産地別）に行っていただくこととしております。 4. 報告に当たっては、集荷・卸・加工等・小売といった各流通段階において流通する米穀の数量について報告いただくため、例えば、米穀を原材料とする飲食料品(米穀粉等)を原材料とする飲食料品(米粉パン等)に含まれる米穀の数量の報告を求めるものではありません。このため、集荷段階において流通した米穀が卸段階においても流通した場合には、卸段階における数量として報告いただくことは予定していますが、例えば加工等段階における米穀粉の原材料として計上された米穀は、小売段階において米穀粉を原材料とした米粉パンとして流通する際に再度計上されることはございません。 公表時期について、現在もホームページで毎月公表している「米に関するマンスリーレポート」において反映すること等により公表することとし、この際、地域別・用途別等必要な区分の平均値を公表することを検討しております。 政府備蓄米については、食糧法に基づき定める基本指針において ・ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなど米が不足する場合
--	---

	5. 第五に、制度全体について、対象事業者数、業種別の対象規模、事務作業時間及びシステム改修費用等の影響評価を公表してください。特に中小の加工・中食・外食事業者には過大な負担を課さないよう、簡素な様式、一括報告、既存データの活用、システム支援、十分な周知・準備期間及び施行当初の是正期間を設けてください。 6. 第六に、在庫量、仕入量、販売量、価格等は重要な営業秘密です。内部の事務要領だけでなく、情報を閲覧できる職員の範囲、保存期間、目的外利用の禁止、外部提供の制限、少数事業者から成る集計の秘匿措置及び情報漏えい時の対応を明確な規程として定めてください。また、酒類事業者について、農林水産省と国税庁への二重報告や重複した指導・検査が生じないように、窓口及び報告を一本化してください。	・ 不作以外の災害等により主食用米等の確保に支障が生じる場合 ・ 主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合 に備蓄米を放出することと規定されているところです。報告で得られた情報については、食糧部会における審議に活用し、備蓄米の放出の判断に繋げることであります。 5. 届出・報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として、電子申請を導入し、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めてまいります。 また、改正食糧法の経過措置として、施行日から半年間前倒しして届出いただける規定を整備しており、事前周知の徹底を図るほか、法の施行後も引き続き、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するとともに、事業者へ助言などを行うことも通じて、丁寧に対応してまいります。 6. 提出された情報については、情報セキュリティに関する法令等に基づき適切に管理することは当然ではありますが、地方農政局等も含めた組織内部の事務要領においても、個別事業者の価格情報等、営業秘密の公表・外部提供を行わないといった報告情報の取扱い等を定めることとしてあります。 また、酒類事業者による二重報告等がないよう、届出は農林水産省、定期報告は農林水産省又は国税庁のみに対して行うことを基本として制度設計してまいります。
6	1. 本改正は、米穀粉・ミール・餅・団子・清酒・焼酎・みりん・米菓等、米穀を原材料とする飲食料品を広く届出・定期報告の対象とし、事業者には新たな義務を課すものです。これは民間事業者への過剰な介入であり、行政事務を確実に増やします。生産調整方針関連規定の削除は一部評価できますが、報告義務の拡大がそれを打ち消します。行政は最小限の枠組みにとどめ、事務を削減すべきです。国民生活への直接的な規制強化は容認できません。	1. 2. 改正食糧法については、今般の米価高騰の要因や対応の検証において、多様化する流通実態を把握できていなかったなどの課題が明らかとなる中で、国民への米の安定供給を確保するために、届出や定期報告等を法律上位置付けることとしたものです。この際、対象となる事業者の皆様方の御負担を軽減することが重要であるため、定期報告の対象者を一定規模以上の方に限るとともに、届出・報告に当たって電子申請も導入すること等の対応を行うこととしてあります。

2. 報告・届出義務の増加は、特に中小の米加工業者・酒造業者に事務・人件費負担を強います。これが製品価格に転嫁されれば、食費上昇を招き、減税効果を完全に打ち消します。減税派として、こうした民間負担増は絶対に認められません。まず行政自身の無駄を削減し、浮いた財源で減税を実現してください。 3. 主要食糧の安定を図るなら、日本人生産者・事業者を最優先し、中国産米・加工品・関連製品の流入を厳しく制限・排除すべきです。中国からの安価な米関連製品が国内需給を乱すリスクを無視したまま、日本側だけ報告義務を増やすのは不平等です。外人事業者・外国人労働者による違法・不適正な取扱いも排除する仕組みを明記してください。日本人の食糧安全保障を第一に据えるべきです。 4. その他の問題点（総合的な角度） ・ 権限を国税庁長官に委任する点は、さらなる行政複雑化を招く。	3. 今回の意見公募の対象ではありませんが、御意見は参考とさせていただきます。 なお、取引の適正化に当たっては、改正食糧法において、事業者の国籍・規模にかかわらず、全事業者が守るべき責務規定を新設し、 ・ 食糧法の規定の遵守、 ・ 米の品質を保持するための適正な管理、 ・ 持続的な供給に資する取引の実施 をするよう明文化し、現行第7条の2に基づく遵守事項省令に ・ 相手が食糧法に基づく届出をしているか確認して取引するよう努めること、 ・ 保管温度に応じて適切に管理することといったことを規定し、違反した場合には、勧告・公表・命令・罰則といった措置を講ずることを検討しているほか、 ・ 不誠実な取引についても、国でガイドラインを策定し、信義則に基づく取引の徹底を求める等、不誠実な取引が横行せず、規律ある取引慣行を醸成してまいります。 4. ・ 改正食糧法における酒類業に関して財務大臣が所掌することとなる事務に関しては、財務省設置法において「酒類業の健全な発達」が国税庁の所掌であること、かつ、そのような事務は各個別法で酒類に関する行政をあずかる国税庁長官に権限を委任することとしております。このため、本政令においても、国税たる酒税に関する行政事務との一体的運用を行うことが効率的かつ適切であることから、酒類に係る措置を規定する他の個別法と同様に、財務大臣の権限について一部を除いて国税庁長官に委任することとしております。
---	---

	- 告示で米菓等を指定するのも、対象を際限なく拡大する恐れがある。 - 施行を令和9年4月とするが、準備段階から事業者負担が発生する。 - 全体として「安定」を名目に規制を拡大し、日本人事業者を縛り、外国人・中国産を放置する構造。 - 食糧政策は日本人優先・輸入依存低減・行政縮小で実現すべきであり、報告義務増は本末転倒。	- 告示で定める米菓等については、消費量の増減による事業者全体の取引数量の増減の可能性もあること等から、事業環境や流通実態の変化に応じて柔軟かつ適切に設定する必要のある事項であるため告示において定めることとしております。なお、今後、仮に対象の増減のために告示改正を要する場合には、事業者との意見交換や行政手続法に基づくパブリックコメント等を実施いたします。 - 改正食糧法の経過措置として、施行日から半年間前倒しして届出できる規定を整備しており、事前周知の徹底を図るほか、届出・報告に当たって電子申請も導入すること等により事業者の負担を図ってまいります。 - その他の御意見は参考とさせていただきます。
7	- 本案件において最低限設定すべきKPIの例を、以下のとおり提案いたします。 - 主要食糧（米・麦・大豆等）の国内価格の年間変動幅 - 主要食糧の価格が、政策上の目標レンジ（上限・下限）の範囲内に収まった月数の割合 - 需給逼迫時における価格上昇率の抑制度（平時との比較） - 政府備蓄量が「適正水準」とされる範囲内に維持された期間の割合 - 需給調整措置の発動回数と、発動から市場安定までに要した平均日数 - 農家の収入の年次変動幅（過度な乱高下が抑えられているか） - 家計に占める食料支出割合の推移（特に低所得層） - 本件の政令案は、題名や根拠法令自体は示されているものの、一般の国民や文系の方が初めて	- 御意見は参考とさせていただきます。なお、食糧法における主要食糧は、米穀、麦等を指し、大豆はこれに含まれません。 - 御意見は参考とさせていただきます。

	読んだときに「どの法律の何条に基づいて、何をどこまで変えるのか」が直感的に分かるほど具体的・明確とはいえない部分があるように感じました。専門家には理解できても、パブリックコメント制度の趣旨からすれば、もう一段階わかりやすい説明が必要ではないでしょうか。 3. 政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値および達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を、可能な範囲で公表していただければ幸いです。 4. 最後に、KPIの設計は最初から100%完璧なものを目指す必要はないと思います。未知のトラブルを事前にすべて想定することは不可能ですので、まずは「50%程度の完成度」を目安に始め、2か月ごと、あるいは半年ごとに見直しを行う運用を提案いたします。特に法学系卒の方の中には「制度は完全でなければならない」と考えがちな方もいらっしゃるかもしれませんが、現実には「完全だと判断できる人」は存在しません。だからこそ、柔軟に改善していく前提で制度を設計していただければと思います。	3. 届出・報告義務が確実に履行されるよう、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するなど丁寧に対応してまいります。 4. 御意見は参考とさせていただきます。
8	1. 政令案第3条第3号（餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品）及び第4号（粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの）について、現行の施行令第1条第2項第4号及び第5号に置かれている除外を置かない理由を示されたい。あわせて、米穀の含有割合が低い調製食料品が本政令案の対象に含まれるか否かを明らかにされたい。	1. 食糧法における「主要食糧」の定義を定める施行令第1条第2項第4号及び第5号については、関税制度において、二次税率の対象となる品目の範囲が限定されていること（関税定率法別表記載の品目に用途や含有割合の限定があること）にあわせて、食糧法上、米穀等の輸入に当たっての納付金制度及び米穀の輸出入に当たっての届出制度を設けていることを踏まえたものです。一方、「米穀を原材料とする飲食料品」は今般新設した届出・定期報告の対象者となる、年間精米消費量の約3割を消費者に供給している米穀の加工、製造又は調製事業者を捕捉するための基準であることから、現行の施行令第1条第2項第4号及び第5号に置かれている除外を置いておりません。 なお、米穀の含有量に着目して対象品目を閾値以上のものなどと指定することとした場合、

	2. 清酒、単式蒸留焼酎及びみりんを本政令案の対象に加える趣旨を示されたい。あわせて、これらの製造の事業を行う者が酒税法その他の法令に基づき既に行っている報告等と、本制度による届出及び定期報告との関係（重複の有無及び整理の方針）を示されたい。 3. 政令に列挙するものと告示に委ねるものとを、どのような考え方で切り分けたのかを示されたい。 4. 都道府県知事が処理する事務について、現行の「地域出荷販売事業者に関するもの」から「地域出荷販売事業者の米穀の用途別の管理の方法に関するもの」に限定する理由を示されたい。あわせて、この限定により国が直接処理することとなる事務の範囲と、これに対応する体制を示されたい。	・ 事業者にとっては閾値周辺で対応を変えろといった過大な事務負担を求めることとなる ・ 閾値周辺の飲食料品の監視は過大なコストとなることから、閾値を設けることはしておりません。 2. 今般の改正食糧法は、米穀の多様化する流通実態の把握強化のため、届出事業者に酒類業者を含む加工・製造・調製事業者を追加し、新たに定期報告を義務付けることとしたものです。対象の品目指定に当たっては、米穀を原材料とする酒類のうち米穀の使用量において一定程度の仕向量があるものとして評価できる、清酒、単式蒸留焼酎及びみりんを指定することとしております。 また、本制度の報告は米穀の流通実態を適確に把握することを目的としている一方、国税庁により実施する各種報告等は、課税上の必要や酒類業の健全な発達のため製造状況を把握するために実施するものです。このため、それぞれの制度目的に必要な事項を報告等の対象としています。その上で、国税庁に提出又は提供する事項と食糧法に基づく報告事項に重複が生じないように、省庁間で報告事項等の整理・合理化に向けた調整を進め、事業者の負担軽減に努めてまいります。 3. 政令で指定するか、告示で指定するかについては、現行法令や他法令の例を参考にしております。 4. 現行食糧法では、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法等について出荷又は販売事業者が遵守すべき事項（遵守事項）を定めることができるとされており、現行政令において、この監督権限については原則として都道府県知事が処理する権限とされております。 一方で、改正食糧法においては、米穀等取扱事業者に対し、届出・定期報告の義務付けるほか、政府備蓄の売渡先・民間備蓄の譲渡先として位置付けたところです。また、食糧法の遵守や、米穀の品質を保持するための必要な措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、遵守事項においてこれらを位置付けることとしております。これらの改正食糧法により新設した事務については、いずれも出荷販売事業者において基本的な事業運営が担保されるよう責務を課すものであることから、農林水産大臣が自らこれを行うこ
--	--	---

		ととし、都道府県知事が処理する事務とはしないことから、新たに位置付ける事項について、現行の都道府県知事が処理する事務から除外する規定ぶりとしたものです。 これら流通実態の把握強化に必要な体制構築のため、令和８年度では、新たに、農林水産本省には米流通対策官を設置するとともに、地方農政局等には米流通調査係を設置したところです。
9	主要食糧において、農林水産大臣が指定したものの、という文言があります。この書き方はあまりにも大雑把で、一体何を主要食糧とするのか透明性が低いです。そして主要食糧を農林水産大臣が決めることができることになり、非常に行政裁量が過度に広く、企業や農家が自分の扱う食べ物が主要食糧として定義されるのか、されないのかと、振り回される可能性が高くなります。また、国際的にも「非関税障壁」と疑われる可能性が非常に高いです。民主主義国家として、透明性、責任説明、予見可能性を重視すべきです、この政令案の文言はしっかり議論し、改善してください。	告示で指定した品目については、消費量の増減による事業者全体の取引数量の増減の可能性もあること等から、事業環境や流通実態の変化等に応じて柔軟かつ適切に設定する必要があるものであるため告示において定めることとしております。なお、今後、仮に対象の増減のために告示改正を要する場合には、事業者との意見交換や行政手続法に基づくパブリックコメント等を実施いたします。
10	改正概要において「農林水産大臣が指定するものとして、米菓子、米菓等を定める」とありますが、行政裁量が広すぎる文言です。これでは政策効果の検証がとてもしにくいです。需要と価格を安定させるためのルールの改正なのですから、もっと精査し、議論すべきです。	9のとおりです。
11	本政令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生命と日々の食卓に直結する主食（お米）の需給・価格安定をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、行政や農林水産省は「米の正確な需給予測など不可能である」という当然の現実をいい加減に認識すべきであるという点への強い提示です。気候変動や社会情勢によって激変する米の需	御意見は参考とさせていただきます。

	要や収穫量を、行政の机上の計算で正確に予測することなど根本的に不可能です。予測できないことを大前提とした上で、どのような不測の事態においても主食が市場に行き渡り、価格が安定する柔軟な法律・制度設計へと根本から発想を換えるべきです。 第二に、お米をはじめとする主要食糧は、すべての国民にとって生きていく上で不可欠な「最優先の生活必需品」です。正確性に欠ける予測や形式的な調整に固執し、流通業者や特定資本の利権・金儲け優先の構造を野放しにした結果、米価の高騰や不足を招いて一般の労働者・生活者に負担を強いるような不条理な制度運用は断じて容認できません。行政が真に注力すべきは、不可能な予測に基づく管理ごっこではなく、どれほど需給が変動しようとも、誰もが過度な経済負担なく主食を手に入れられる確実な供給・価格抑止体制の死守です。格差の拡大に苦しむ勤労者や庶民の生活防衛を最優先とし、国民生活全体の公平性と納得感を担保する公正な政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求めます。	
12	改正法により、加工・中食・外食事業者にも新たに届出及び定期的な報告義務が課されることとなるが、こうした事業者側の事務負担・コスト増が、取引関係上優位な立場にある事業者から生産者への価格転嫁・買い叩きという形でしわ寄せされることのないよう、十分な配慮を求める。特に、民間備蓄義務や在庫・出荷販売量の報告制度の運用にあたっては、その履行コストが取引価格の引き下げ圧力として生産者側に及ぶことのないよう、取引の実態を注視していただきたい。今回の米穀流通の透明化・安定化に向けた制度整備の目的が、最終的に安定した価格形成を通じて生産者の経営基盤の強化につながり、ひいては我が国の	御意見は参考とさせていただきます。

	食料自給率の向上に資するものとなるよう、施行後の運用状況を継続的に検証し、必要に応じて生産者の立場に配慮した見直しを行っていただくことを強く要望する。	
--	---	--

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」及び「平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件」における意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異について

意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異は以下のとおりです。

（傍線部分が差異の箇所。該当箇所のみ抜粋）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	
意見公募手続を実施した命令等の案	定めた命令等
2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。	2 <u>改正法附則第二条第二項の規定による農林水産大臣の権限及び</u> 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。